

令和4年度第1回周南市空家等審議会会議録

- 日時：令和4年10月24日（月）13時50分～14時30分
- 場所：周南市役所 2階 共用会議室E
- 出席者：審議会委員6名
- 事務局：6名
住宅課（野村部長、櫛部課長、丸子補佐、宗田係長、相屋主査、宮尾主任）
- 傍聴者：非公開につきなし

1. 開会

2. 建設部長あいさつ

3. 出席状況報告

○事務局

出席状況報告 出席委員6人。会議成立。
会議は原則非公開。議事録の公表。

4. 議事

(1) 会長及び副会長選出

○事務局 周南市空家等審議会規則第5条の規定による会長及び副会長の選出を行います。規則では「会長及び副会長は委員の互選により定める」となっています。

○委員 事務局の考えは。

○事務局 事務局の考えはとのご意見がありましたので、事務局は、会長を古田委員に、副会長を村越委員にお願いしたいと考えています。

(異議なし)

○事務局 委員の皆様のご承認をいただきましたので、会長に古田委員、副会長に村越委員にお願いしたいと思います。以後の議事の進行は会長にお願いしたいと思います。

○会長 最初に、議事録の署名委員を勝屋委員にお願いしたいと思うが、よろしいか。

○勝屋委員 はい。

(異議なし)

(2) 危険空家の進捗状況について

○会長 事務局から「危険空家の進捗状況について」説明をお願いします。

○事務局 (危険空家の進捗状況について説明)

○会長 事務局から説明があったが、ご質問、ご意見はあるか。

○委員 相続人Aの認知機能は。

○事務局 家族の話では、軽い認知症があるようです。

○委員 相続放棄の場合でも、管理しないといけなくなる場合もあると友人から聞いたが、どうか。

○委員 結論から言うと、相続放棄をすると管理する義務はありません。ただ、周りの方にご迷惑をかけられないということで、管理をされているかもしれません。
それと、今回の件は、相続人全員が相続放棄、相続財産管理人の選任を行い、隣の方が解体費用に見合うくらいで、買うということになれば、行政にここまでの手間をかけなくても半年くらいで終わる。

○会長 このあたりの土地の価格を知りたい。土地の価格を試算してみてもどうか。
また、私の生徒たちが、周南市の空き家を利活用したアルベルゴ・ディフーズ（イタリア語で分散型ホテルという意味）を課題で設計している。この空き家は解体するしかないかもしれないが、跡地に宿泊施設などを作ることができれば、地域貢献になるのではないかと思う。

○委員 面積に対して解体費が高いと思うがどうか。

○事務局 市が発注すると工事費は高くなりますが、かなり前に取った見積りです。
ご自分で取られたものは、資料のとおりの値段です。
今後、市の方で発注するとなれば、しっかり積算をしていきたいと思いません。

○委員 建物全体の状況は詳しく分からないか。

○事務局 まだ立ち入り調査していない状況なので、正確には分かりません。

○委員 雨漏りがあれば、状態も悪くなるだろうし、家財もあれば高くなる、10月からアスベストの調査が義務付けられるので、解体費については慎重な見積りを。

- 事務局 現地を見ると腐敗は進んでいるが、昔の建物なので、梁等の部材が大きい
ため、屋根が残っていると思われます。ただ、ずっと風雨にさらされ、土の上に
瓦がのっていたものがずれているため、危険な状態と認識しています。
- 委員 売価が出て、解体費に見合う価格で隣の方が買うということになれば、
すぐ終わるケースだと思う。市の立場として、それができないのは承知している
が、宅建協会との連携するなど、民間の力を活用することも検討して欲しい。
- 委員 解体費用が掛かるから家をそのままにしておく、解体すると税金が上がるから
解体できないという声をよく耳にする。処分費の免除を検討できないか。
- 事務局 解体費の補助については、今年度より危険空き家解体事業補助金がありま
すが、今回の空き家にも適用可能と考えています。ただ、所有者が申請するもの
で、最大50万円までです。
- 委員 恋路クリーンセンターや埋め立て地等に搬入させて費用を免除するなど、処分
費を安くする必要があるのではないか。
- 事務局 解体工事の際に出た木材は、民間の中間処分施設に運び込むようになると認
識しています。搬入する際の補助制度は無いと認識しています。
- 会長 その他の質問や意見はございませんか。無いようであれば議事につきましては
これで終了する。皆様ご協力ありがとうございました。

(議事終了)

5. 閉会